央区銀座6-17-1 電話(03)3242-1111(代) www.yomiuri.co.jp

ストーカー 治療で予防

警察が専門機関紹介

警察庁が試行へ

警察庁は、ストーカー行為を繰り返す加害者に対し、専門機関で治療を受けるよう促していく方針を決めた。ストーカー規制法に基づいて警告などを与えても嫌がらせが止まらず、殺人にまでエスカレートしたケースもあることから、警告や摘発で被害防止を図る従来の方針を転換する必要があると判断した。今夏にも一部の警察本部で試行したい考えで、効果を検証したうえで全国的に実施する。

〈逗子の悲劇教訓に27面〉

「摘発だけで再発防げず」

同庁によると、一部の警察本部に試行を依頼し、警告を受けてもなおストーカー行為を繰り返す者らを中心に、治療実績がある専門機関を紹介し、カウンセリングなどを通じて考え方や行動の修正を図る。

試行後には、改善が見られたかどうか検証。効果が確認できれば、協力を求める全国の専門機関を選定し、各警察本部に実施を指示する。

同庁が新たな方針を打ち出したのは、摘発だけでは再発を防ぎ切れていない現状があるためだ。

全国の警察が認知したストーカーの被害件数は昨年、1万9920件と、これまでで最悪となった。

加害者の大半は警告を受けるとストーカー行為をやめるが、その後も繰り返す者もいる。警察は昨年、警告後もストーカー行為を続けたとして、80件で禁止命令を出したり同法違反容疑で摘発したりした。また、加害者が刑法犯などで摘発された事件は殺人や殺人未遂事件3件を含む1504件。この中にも、加害者が事前に警告を受けていたケースがあるという。

ストーカー加害者に治療を促す流れ

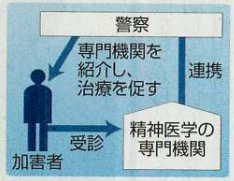

ストーカー規制法 2000年11月に施行。被害者から申し出を受けた警察が、つきまといや面会、交際などを要求する加害者にストーカー行為をやめるよう警告する。従わない場合は、都道府県公安委員会が同様の行為を繰り返さないよう禁止命令を出し、警察はその命令にも背いた加害者を摘発できる。

神奈川県逗子市で昨年11月、女性が元交際相手の男（自殺）に殺害された事件では、男は2011年6月、「ぜってー殺す」とのメールを女性に送ったとして脅迫容疑で逮捕され、翌7月には警告も受けていた。同年12月の長崎県のストーカー殺人事件でも、加害者の男は事件前、警察から警告を受けていた。

逗子市のケースで、男は殺人事件前、日常生活で目立ったトラブルがなく、特定の人物に対してだけ凶暴性が現れた。精神医学の専門家からは「こうしたケースは、適切に治療すれば重大事件を起こさずに済む場合もある」との指摘があったという。

【朝夕刊月ぎめ定価3925円（本体価格3738円＋消費税187円）】1部売り朝刊130円・夕刊50円 （第3種郵便物認可）

ストーカー対策

逗子の悲劇 教訓に

警察庁 被害者保護を強化

ストーカー行為を繰り返す加害者に警察庁が専門機関での治療を促すことにした背景には、「加害者の精神状態を改善できれば被害防止に効果がある」（警察庁幹部）との思いがある。昨年、警察が認知したストーカー被害は1万9920件。半年前には、今回の対策のきっかけとなった「逗子ストーカー殺人事件」も起きた。悲劇を防げなかった反省から、同庁は被害者保護の強化を図っている。

〈本文記事1面〉

カウンセリングで抑止

■「効果あり」

警察が加害者の精神状態の改善を図るのは極めて異例だ。今回、あえて乗り出すのは、犯人摘発こそ警察の仕事という従来の思想では対処できない、逗子の事件のようなケースが出てきたため。加害者に治療を施すことが被害防止に役立つとの新たな思想が、その経験から生まれた。

「完治は難しくても、カウンセリングで相手を負傷させるような最悪の事態を防ぐことはできる」

医学博士で、ストーカー被害に詳しいNPO法人「性犯罪加害者の処遇制度を考える会」の福井裕輝代表理事は、こう強調する。

逗子の事件後、加害者の男の精神状態を知り、警察庁に「治療をしていれば最悪の事態を防げた可能性はある」と指摘。「被害防止に効果がある」との今回の同庁の判断にも影響を与えた。これまで数十人にストーカー行為をやめさせたという福井代表理事は「加害に及ぶ原因は何か見極め、取り除く必要がある」と話す。

警察が認知したストーカー被害件数

■名を隠す

「小柄な女性を待ち伏せた」。今年1月、群馬県警の捜査員が建設作業員の男(36)を呼び止め、逮捕状を読み上げた。そこに被害女性の名はなかったが、男は「間違いありません」と認め、ストーカー規制法違反容疑で逮捕された。

逮捕状には通常、被害者を特定し、氏名などを記載するが、県警は今回、男からの再被害を避けるため、女性の氏名を記さなかった。男は女性の氏名を知らず、県警も逮捕時に女性の顔写真を見せることで、被害者を男に認識させた。

こうした対応も逗子の事件をきっかけに始まった。殺人事件の前、神奈川県警は加害者の男を脅迫容疑で逮捕した際、逮捕状に記された女性の結婚後の姓などを読み上げ、男が女性の居場所を特定した一因になったと批判された。

同庁は昨年12月、再被害の恐れがある場合は逮捕状で被害者の氏名や住所の一部を伏せることを検討するよう全国の警察に指示。今年3月までに氏名などを伏せた逮捕状は77通に上る。

■被害者の協力も

4月には警察と保護観察所の情報交換制度も始まった。保護観察付き執行猶予判決を受けた加害者が嫌がらせを再開した場合、同観察所が課した禁止事項に該当するか警察が問い合わせる。執行猶予取り消しで加害者は刑務所に収容され、嫌がらせも止まるからだ。

被害者側への働きかけも強める。警察庁は「あなたの決意と協力が必要です」と被害届提出を促す文書を作成。全国の警察に今年2月、被害者に刑事手続きの流れなどを分かりやすく説明するよう指示した。